2028-29シーズン
B.PREMIERクラブライセンス継続資格認定規則

第１章　総　　則

第１条〔趣　旨〕

本規則は、Ｂリーグ規約第11条に基づき、既に交付されたB.LEAGUE PREMIERへの参加資格であるクラブライセンス（以下「B.PREMIERライセンス」という）を2028-29シーズン継続して保有するための要件、申請手続、審査手続、その他の必要事項について定めるものである。

第２条〔定　義〕

(1)　本規則において用いられている各用語は、文脈上明らかに別異に解することが要求される場合を除き、本規則の別紙「定義集」に定める意味を有するものとする。

(2)　本規則において用いられているものの、特段定義されていない用語は、Ｂリーグ規約において定義された意味を有する。

第３条〔遵守義務〕

(1)　B.PREMIERライセンスを継続して保有することを希望し申請を行った者(以下「B.PREMIER継続申請者」という）およびB.PREMIERライセンスを交付されたクラブ（以下「B.PREMIERライセンシー」という）ならびにそれらの役職員およびチームスタッフは、本規則およびこれらに付随する諸規程を遵守する義務を負う。

(2)　B.PREMIER継続申請者およびB.PREMIERライセンシーは、ライセンスの継続審査申請および取消しまたは制裁内容の決定に関連する手続において、虚偽の事実を記載した書面を提出してはならず、また、虚偽の情報を提供し、または虚偽の事実を述べてはならない。

(3)　B.PREMIER継続申請者およびB.PREMIERライセンシーは、ライセンスの継続審査申請および取消しまたは制裁内容の決定に関連する手続において、ライセンスマネージャー、ライセンス事務局、ライセンス審査会および理事会による調査または審査に誠実に協力しなければならない。

第２章　ライセンス

第４条〔ライセンスの効果〕

(1)　B.PREMIERライセンスはあくまでB.LEAGUE PREMIERに参加するために必要な資格に過ぎず、B.LEAGUE PREMIERに所属することを保証するものではない。B.LEAGUE PREMIERに所属するためには、B.PREMIERライセンスの付与を受け、かつ、Ｂリーグ規約に定める入会審査に合格しなければならない。

(2)　本規則によって継続して保有することが認められるB.PREMIERライセンスは、2028－29シーズンのB.LEAGUE PREMIERへの参加資格である。

第５条〔B.PREMIERライセンスの付与／譲渡〕

(1)　B.PREMIER継続申請者が、第６章に定めるライセンス継続審査基準を全て充足する場合（別段の定めにより充足すると扱われる場合を含む）には、対象シーズンのB.PREMIERライセンスを継続して保有することが認められる。

(2)　B.PREMIER継続申請者およびB.PREMIERライセンシーはB.PREMIER継続申請者たる地位またはB.PREMIERライセンシーである地位を第三者に譲渡することができないものとする。ただし、クラブの同一性が認められ、特別の事情があり、理事会が事前に承認した場合にはこの限りではない。

第６条〔B.PREMIERライセンスの有効期間/取消し等〕

(1)　B.PREMIERライセンスの有効期間は、本規則によって継続して保有することが認められたB.PREMIERライセンスの対象となるシーズン終了までとする。

(2)　前項の有効期間は、クラブライセンス継続資格認定規則に基づく審査(以下「継続審査」という)に合格することによって、さらに１シーズンずつ延長されるものとする。

(3)　B.PREMIERライセンシーは、B.PREMIERクラブライセンス交付規則または本規則に基づき、対象シーズンの開始前であっても、交付されたB.PREMIERライセンスが取消されまたは制裁を科され得る。

第３章　ライセンス申請

第７条〔B.PREMIER継続申請者〕

対象となるシーズンが開始する２年前（2028-29シーズンライセンスの場合、2026年）の４月１日（以下「申請期日」という）において、2026-27シーズンB.PREMIERライセンスを保有しているクラブのみが、B.PREMIER継続申請者となり

得る。

① Ｂ１クラブ
② Ｂ２クラブ
③ 準加盟クラブ

第８条〔申　請〕

(1) B.PREMIER継続申請者は、申請期日までに、Ｂリーグに対して「B.PREMIERライセンス継続審査申請書」（Ｂリーグ様式）を提出し、既に保有しているB.PREMIERライセンスの対象シーズンの延長のための審査の申請をしなければならない。

(2) B.PREMIER継続申請者は、申請期日までに、申請料として30万円（税抜）を納付しなければならない。納付された申請料は、いかなる理由があっても返還することはない。

(3) B.PREMIER継続申請者は、申請取下げの書面を提出することによって、いつでも申請を取り下げることができるものとする。

第９条〔申請書類〕

B.PREMIER継続申請者は、第６章に定める審査のために必要な資料（以下「ライセンス審査資料」）を、同章に定める提出期限までにＢリーグに提出しなければならない。

第４章　審査機関

第10条〔審査機関〕

B.PREMIER継続申請者に対するB.PREMIERライセンスを継続して保有することの可否、制裁の要否および内容ならびにB.PREMIERライセンシーに対するB.PREMIERライセンスの取消しまたは制裁の要否および内容についての審査（以下「ライセンス審査」という）及び決定は、理事会が行う。Ｂリーグは、当該業務を補助するために、Ｂリーグ内に以下の機関または人員を設置しまたは配置する。

① ライセンスマネージャー
② ライセンス事務局
③ ライセンス審査会およびライセンス審査部会

第11条〔ライセンスマネージャー〕

(1) ライセンスマネージャーは、コミッショナーが任命する。

(2) ライセンスマネージャーは、以下の業務を行うものとする。

① ライセンス制度全般の作成、導入およびさらなる発展
② B.PREMIER継続申請者およびB.PREMIERライセンシーに対する援助および助言
③ ライセンス継続審査申請書の受付
④ ライセンス継続審査資料の取りまとめ
⑤ ライセンス継続審査のための調査
⑥ ライセンス審査会の運営
⑦ ライセンス交付後におけるB.PREMIERライセンシーの本規則の遵守状況の監視

(3) ライセンスマネージャーは、完全な自由裁量により、必要と認められる範囲において、B.PREMIER継続申請者またはB.PREMIERライセンシーに対してヒアリングを実施し、追加の資料の提出を求め、B.PREMIER継続申請者またはB.PREMIERライセンシーの関連施設の現地調査を行うことができるものとする。

(4) ライセンスマネージャーは、ライセンス審査に関する業務において、B.PREMIER継続申請者およびB.PREMIERライセンシーを平等に取り扱わなければならない。

(5) ライセンスマネージャーは、B.PREMIER継続申請者およびB.PREMIERライセンシーと独立した関係になければならず、またライセンスマネージャー自身またはその生計を同一にする配偶者もしくは２親等内の親族が、B.PREMIER継続申請者、Ｂリーグに所属するクラブ、準加盟クラブ（以下「B.PREMIER申請者等」という）またはB.PREMIERライセンシーと以下の関係にあってはならない。
① 常勤、非常勤を問わず、当該B.PREMIER申請者等またはB.PREMIERライセンシーの役職員であること
② 当該B.PREMIER申請者等もしくはB.PREMIERライセンシーの株主またはその役職員であること
③ 当該B.PREMIER申請者等もしくはB.PREMIERライセンシーのビジネスパートナー（会計監査人を含む）またはその役職員であること
④ 当該B.PREMIER申請者等もしくはB.PREMIERライセンシーのスポンサーまたはその役職員であること
⑤ 当該B.PREMIER申請者等もしくはB.PREMIERライセンシーのコンサルタントまたはその役職員であること

第12条〔ライセンス事務局〕

(1) ライセンス事務局の構成員は、コミッショナーが、Ｂリーグ職員または専門知識をもった外部の者から任命する。

(2) ライセンス事務局は、B.PREMIER継続申請者からの申請を受け付け、ライセンスマネージャーのライセンス審査に関する業務を補助するものとする。

(3)　ライセンス事務局は、ライセンスマネージャーの指示に基づき、B.PREMIER継続申請者またはB.PREMIERライセンシーに対してヒアリングを実施し、追加の資料の提出を求め、B.PREMIER継続申請者またはB.PREMIERライセンシーの関連施設の現地調査を行うことができるものとする。
(4)　ライセンス事務局は、ライセンス審査に関する業務において、B.PREMIER継続申請者またはB.PREMIERライセンシーを平等に取り扱わなければならない。

第13条〔ライセンス審査会・ライセンス審査部会〕

(1)　ライセンス審査会は、専門知識をもった３名以上の者から構成されるものとする。
(2)　ライセンス審査会の構成員は、少なくとも１名が日本弁護士連合会に登録された弁護士および少なくとも１名が日本公認会計士協会に登録された公認会計士であるものとし、構成員はＢリーグ理事会が選任する。
(3)ライセンス審査部会の構成員は、ライセンス審査会の構成員のうちＢリーグ理事会が指名した者とする。
(4)　ライセンス審査会の構成員の任期は２年とし、４期まで再選されることができる。
(5)　ライセンス審査会は、第６章に定める審査基準の充足状況およびB.PREMIERライセンスの取消しまたは制裁について審査を行い、その結果について原案を作成し理事会に提出する。
(6)　ライセンス審査部会は、ライセンス審査会が審査結果を理事会に提出するまでの期間において、B.PREMIERライセンシーから、第６章に定める審査基準の充足状況に関する事項（連結の範囲、バスケ関連事業の範囲、アリーナ検査要項の要件など）について照会が行われた場合、これを審議し、その結果について回答を行うことができるものとする。
(7)　ライセンス審査会は、審査において必要が生じた場合、B.PREMIER継続申請者またはB.PREMIERライセンシーに対してヒアリングを実施し、追加の資料の提出を求め、B.PREMIER継続申請者の関連施設の現地調査を行うことができるものとする。
(8)　ライセンス審査会の構成員は、ライセンス審査に関する業務において、B.PREMIER継続申請者またはB.PREMIERライセンシーを平等に取り扱わなければならない。
(9)　ライセンス審査会の構成員は、B.PREMIER継続申請者およびB.PREMIERライセンシーと独立した関係になければならず、またライセンス審査会の構成員自身またはその生計を同一にする配偶者もしくは２親等内の親族が、B.PREMIER申請者等またはB.PREMIERライセンシーと以下の関係にあってはならない。
　①　常勤、非常勤を問わず、当該B.PREMIER申請者等またはB.PREMIERライセン

シーの役職員であること
② 当該B.PREMIER申請者等もしくはB.PREMIERライセンシーの株主またはその役職員であること
③ 当該B.PREMIER申請者等もしくはB.PREMIERライセンシーのビジネスパートナー（会計監査人を含む）またはその役職員であること
④ 当該B.PREMIER申請者等もしくはB.PREMIERライセンシーのスポンサーまたはその役職員であること
⑤ 当該B.PREMIER申請者等もしくはB.PREMIERライセンシーのコンサルタントまたはその役職員であること

第５章　ライセンス審査

第14条〔B.PREMIER継続審査〕

(1) 第８条に基づく申請がなされたときは、ライセンスマネージャーおよびライセンス事務局がライセンス審査のための調査を実施し、必要に応じてB.PREMIER継続申請者に対して、ライセンス継続審査資料の修正、追加書類の提出を求め、また、ヒアリングを実施する。

(2) ライセンスマネージャーは、ライセンス継続申請書類および調査の結果を取りまとめ、ライセンス審査会に提出する。

(3) ライセンス審査会は、前項の資料および前条第７項に定める調査結果に基づき、ライセンス継続審査基準の充足状況、制裁の要否および内容を審査し、その結果についての原案を作成して、原則として2026年10月末までに開催される理事会に提出する。

(4) 理事会は、B.PREMIERライセンスを継続して保有することの可否、制裁の要否および内容について最終決定をする。理事会は、ライセンス審査会の原案に拘束されるものではないが十分に尊重しなければならない。なお、当該理事会決議には、B.PREMIER申請者等の役員および従業員は、利害関係を有するものとして、加わることはできないものとする。

第15条〔ライセンス交付数〕

継続して保有することが認められるB.PREMIERライセンスの数は、上限を設けないものとする。

第16条〔決定内容の通知〕

第14条に定められた審査により、ライセンスを継続して保有することの可否が決定した場合には、原則として７日以内に、ライセンスマネージャーはB.PREMIER

継続申請者に対して、当該決定内容の通知を行うものとする。

第６章　ライセンス継続審査基準

第17条〔ライセンス審査資料〕

(1)　第18条から第31条までに規定するライセンス継続審査資料は、2026年６月末日（以下「継続審査資料提出期限」という）または別途期限が定められている場合にはその期限までに提出されなければならず、かつ正確でなければならない。

(2)　B.PREMIER継続申請者は、継続審査資料提出期限の延長を希望する場合には、その理由を添えて、原則として提出期限の３日前までにライセンスマネージャーに期限の延長の申請をしなければならない。ライセンスマネージャーは、当該理由が合理的であると判断した場合には、審査のスケジュールに影響をおよぼさない範囲で延長を決定できるものとする。

第18条［ホームアリーナ基準］

(1)　B.PREMIER継続申請者は、2026年６月末日時点において、公式試合の試合開催に利用することができ、別途定める「ホームアリーナ検査要項2028-29シーズンB.PREMIER用(以下「検査要項」という)」の条件を充足したアリーナ（以下「ホームアリーナ」という）を次条で定めるところにより確保していなければならない。ただし、以下の各号いずれかに該当する場合には、本基準を充足しているものとするが、ホームアリーナが使用可能となるまでの間に使用するアリーナ（以下「代替アリーナ」という）は、活動区域内にある理事会の承認を得たアリーナで、入場可能数3,000席以上など「代替アリーナ検査要項2028-29シーズンB.PREMIER用(以下「代替アリーナ検査要項」という)」を充足していなければならない。なお、代替アリーナについて理事会が承認を行う場合には、理事会は条件を付すことが出来るものとする。

①　既存のアリーナが、2026年６月末日時点において、検査要項「2026年審査時★★★」で定める条件を充足しており、かつ2028-29シーズン当該アリーナで最初に開催されるリーグ戦までに検査要項「実地審査時★★★」で定める条件について、充足することを確約する文書を提出した場合

②　アリーナの改修計画がある場合に、改修後のアリーナが、2026年６月末日時点において、検査要項「2026年審査時★★★」で定める条件を充足し、かつ2028-29シーズン開幕当初から使用可能であると合理的に判断できる状況にあり、さらに検査要項「実地審査時★★★」で定める条件について、改修後のアリーナで最初開催されるリーグ戦までに充足することを確約する文書を提

出した場合

③　アリーナの新設計画がある場合に、新設するアリーナが、2026年６月末日時点において、検査要項「2026年審査時★★★」で定める条件を充足し、かつ2028-29シーズン開幕当初から使用可能であると合理的に判断できる状況にあり、さらに検査要項「実地審査時★★★」で定める条件について、新設されたアリーナで最初に開催されるリーグ戦までに充足することを確約する文書を提出した場合

なお、第２号または第３号の審査において、アリーナの使用開始時期が遅延することが判明し、理事会が合理的な理由があると判断した場合には、理事会がその裁量により適当と判断する条件（制裁を含む）を付し、ライセンスを継続して保有することを認めることが出来るものとする。

(2)　B.PREMIER継続申請者は、以下のライセンス継続審査資料を、別途ライセンスマネージャーが指定する期限までに提出しなければならない。

①　既設のホームアリーナで判定を希望する場合。ただし、a、bについては、過去に提出されたものから変更がない場合は提出不要とする。

a　ホームアリーナ検査表（Ｂリーグ様式）

b　検査要項で定める提出書類

c　確約書

②　アリーナ改修計画があり、改修後のアリーナで判定を希望する場合

a　B.PREMIERライセンスの交付を受ける為、過去に提出した申請書類（改修計画等）から変更がない場合、変更がない旨の表明書

b　B.PREMIERライセンスの交付を受ける為、過去に提出した申請書類（改修内容、スケジュール等）から変更があった場合、当該変更内容が分かる資料

c　確約書

③　アリーナの新設計画があり、当該新設のアリーナで判定を希望する場合

a　B.PREMIERライセンスの交付を受ける為、過去に提出した申請書類（新設計画、スケジュール等）から変更がない場合、変更がない旨の表明書

b　B.PREMIERライセンスの交付を受ける為、過去に提出した申請書類（新設計画、スケジュール等）から変更があった場合、当該変更内容が分かる資料

c　確約書

第19条［ホームアリーナ使用基準］

(1)　B.PREMIER継続申請者は、2028-29シーズンＢリーグ公式試合をホームアリーナで80%以上開催することを目的とし、2028年９月から2029年５月末までの期間（予定）において、ホームアリーナを89日以上確保していなければならない。

ただし、前条の規定により代替アリーナの使用が認められた期間については、本基準の判定は代替アリーナで行うものとし、代替アリーナが複数認められた場合には、これらのアリーナの確保日を合算して判定を行うものとする。

(2) B.PREMIER継続申請者は、以下のライセンス審査継続資料を、別途ライセンスマネージャーが指定する期限までに提出しなければならない。

① 施設所有者または施設管理者が押印して作成された「ホームアリーナ使用確認書」（原則としてＢリーグ様式）

② 代替アリーナを使用予定の場合は、原則として施設所有者または施設管理者が押印して作成された「代替アリーナ使用確認書」（原則としてＢリーグ様式）

③ 2028年９月から2029年５月末までの期間（予定）において、確保したアリーナの日程

第20条［入場者数基準］

(1) B.PREMIER継続申請者は、Ｂリーグ規約第34条第１項１号および第２号に規定するホームゲームの公式試合において、下記の平均入場者数以上でなければならない。なお、本基準がいずれかの対象シーズンにおいて未充足であった場合には、原則として第32条第６項第５号に定める制裁を科して、ライセンスを継続して保有することを認めるものとする。

① 4,000名（売上高基準または連結等売上高基準が９億円以上の場合）

② 3,000名（売上高基準または連結等売上高基準が12億円以上の場合）

※本基準は、2027年10月に実施予定の継続審査から、３期連続未充足（対象シーズンは2024-25シーズン、2025-26シーズン、2026-27シーズン）であった場合には、ライセンスを継続して保有することを認めない予定である。

(2) 前項の判定対象となるシーズンは、2024-25シーズンおよび2025-26シーズンの２シーズンとする。

※判定の対象となるシーズンが2026－27シーズン以降においては、審査基準は、入場者数4,000名以上になる予定である。

(3) 入場者数のカウント方法は、Ｂリーグ規約に第41条の２に定められた方法によるものとする。なお、入場者数について誤謬または虚偽の報告が認められた年度がある場合には、当該年度については、基準未充足または合理的に修正された入場者数で判定を行うものとする。

(4) ライセンス継続審査資料は、Ｂリーグ規約第41条の２条に定められた提出書類により判定を行うため、提出不要とする。

第21条［売上高基準］

(1) B.PREMIER継続申請者は、B.PREMIER継続申請者の計算書類において、下記の

金額以上の売上高(税抜)を計上していなければならない。ただし、B.PREMIER継続申請者が次条に定める連結等売上高で判定を希望する場合には、この限りではない。また、計算書類が税込みで作成されている場合には、税抜き金額に換算した金額で判定を行うものとする。なお、本基準がいずれかの対象事業年度において未充足であった場合には、原則として第32条第６項第５号に定める制裁を科して、ライセンスを継続して保有することを認めるものとする。

① ９億円以上かつバスケ関連事業7.2億円以上（入場者数基準において平均4,000名以上の場合）

② 12億円以上かつバスケ関連事業9.6億円以上（入場者数基準において3,000名以上、4,000名未満の場合）

※本基準は、2026年10月に実施予定の継続審査から、３期連続未充足（例：2024年６月期、2025年６月期、2026年６月期）であった場合には、ライセンスを継続して保有することを認めない予定である。

(2) 第１項の対象事業年度は、2024年度および2025年度の決算（例：2025年６月期および2026年６月期）の２事業年度とする。ただし、事業年度が７月２日以降12月末日までの間に開始する場合には、対象事業年度は、2023年度および2024年度の決算とする。

※判定の対象となる事業年度が2026年度以降においては、審査基準は売上高12億円以上かつバスケ関連事業9.6億円以上（税抜）になる予定である。

(3) 第１項のバスケ関連事業とは、プロバスケットボール興行およびこれに付随する事業（プロチームの運営・興行事業、ＭＤ事業、スクール事業、会場内飲食事業等）ならびにこれらに関連して保有または管理する資産もしくは権利を有効活用する事業とする（例：アリーナ事業、メディア事業、クラブライツを伴う事業等）。なお、バスケ関連事業に該当するか否かの判定は、ライセンス審査会が行うものとする。

(4) B.PREMIER継続申請者は、判定対象年度の以下のライセンス継続審査資料を、別途ライセンスマネージャーが指定する期限までに提出しなければならない。

① 決算見込み

② 計算書類等（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）(第24条第２項に定める対象事業年度の３事業年度分、過去に提出した年度は不要)

③ 法人税確定申告書一式（別表・勘定科目内訳書などを含む税務署に提出した書類全て）

④ 勘定科目明細（第３号で勘定科目内訳書が含まれている場合は不要）

⑤ 損益実績表（Ｂリーグ指定様式）

⑥ 第３項を判定する為の資料（ライセンスマネージャーが別途指示する）

⑦ スポンサーリスト（①の根拠となる資料）

第22条［連結等売上高基準］

(1) B.PREMIER継続申請者が、ライセンス審査会に認定された子会社/関連会社等(以下「子会社等」という)を保有し、前条第１項から第３項に定める売上高基準の判定を、当該子会社等を考慮して行うことを希望する場合には、第３項に定める方法により、B.PREMIER継続申請者および子会社等(以下「グループ会社」という）の売上高（税抜）で行うことができるものとする。

(2) 子会社等の認定は、ライセンス審査会が下記の方法により行うものとする。

① B.PREMIER継続申請者が議決権（一般社団法人、公益社団等においては社員たる地位）の総数の50%超を保有する会社・法人および監査を担当する監査法人等から子会社として扱われている会社･法人は､子会社として認定する。

② B.PREMIER継続申請者のユース・スクールを運営している一般社団法人、公益社団法人およびＮＰＯ法人は、子会社として認定する。

③ B.PREMIER継続申請者が議決権の総数の20%以上50%未満を保有する会社(一般社団法人、公益社団法人およびＮＰＯ法人は対象外)および監査を担当する監査法人等から関連会社として扱われている会社・法人は関連会社として認定する。

④ 前各号の認定対象とする子会社等は、B.PREMIER継続申請者が議決権（一般社団法人、公益社団等においては社員たる地位）の取得を、B.PREMIER継続申請者の判定対象となる事業年度末日から６ヵ月以上前までに行っていなければならず（例：2026年６月末日決算の場合、2025年12月末日まで可)、かつB.PREMIER継続申請者の判定の対象となる事業年度末日において､前各号のいずれかに該当していなければならない。なお、事業年度の途中で株式等を取得し子会社等に認定された場合には、次項に定める当該子会社等の合算する売上高は、１事業年度分とする。

(3) 第１項のグループ会社の売上高とは、グループ会社の売上高を合算し、当該グループ会社間で行われた取引高（売上高）を控除した売上高とする。ただし、関連会社において合算できる売上高は､当該関連会社の売上高にB.PREMIER継続申請者が保有する当該関連会社の議決権割合を乗じた金額とする。なお、グループ会社間で行われた取引高を明らかにするため､B.PREMIER継続申請者の計算書類の個別注記表等において､子会社等との取引高を注記しなければならない。また、B.PREMIER申請者の決算日と子会社等の決算日が異なる場合であっても、子会社等において仮決算を行わず、計算書類に計上された売上高で判定を行うことができるものとする。グループ会社の連結計算書類が作成されている場合には、当該連結計算書類に計上された売上高で判定を行うことができるものとする。(第25条に規定する監査を受けていること)

(4) 決算期変更などにより事業年度が１年未満の場合､B.PREMIER継続申請者と子会社等の決算期が異なる場合および第１項から第３項に定めのない事項が発生

した場合には、連結財務諸表に関する会計基準、連結計算書類規則など一般に公正妥当と認められる会計処理の原則を参考とし、その取扱いはライセンス審査会が決定するものとする。

(5)　B.PREMIER継続申請者は、判定対象年度の以下のライセンス継続審査資料を、別途ライセンスマネージャーが指定する期限までに提出しなければならない。

①　B.PREMIER継続申請者の前条第４項に定める資料

②　子会社等の計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）

③　子会社等の監査役、監事、または監査法人等の監査報告書

④　判定に使用する売上高の計算過程の分かる資料

⑤　連結計算書類（作成している場合：連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結個別注記表）

⑥　子会社等株式の取得（社員への就任）時期が証明できる資料

⑦　第２項を判定する為の資料（ライセンスマネージャーが別途指示する）

第23条［純資産基準］

B.PREMIER継続申請者は、B.PREMIER継続申請者の2025年度末(例:2026年６月末)の計算書類において、債務超過であってはならない。ただし、決算日後、判定を行う理事会の前日までに、当該債務超過額以上の増資が実施された場合（払込みが完了していること）には、本基準は充足しているものとみなす。なお、2025年度の事業年度が７月２日以降12月末日までの間に開始する場合には、2024年度末の計算書類で判定を行うものとする。なお、ユースチームやスクールを運営する法人などB.PREMIER継続申請者の財務状況に重要な影響を与える可能性がある法人が存在し、当該法人を考慮して判定行うことが適切であるとライセンス審査会が判断した場合には、計算書類を合算するなど合理的な方法で判定を行うものとする。

第24条［利益基準］

(1)　B.PREMIER継続申請者は、B.PREMIER継続申請者の計算書類において、３事業年度以上連続で、当期純損失を計上してはならない。ただし、判定の対象となる最終の事業年度の純資産残高が当期純損失の額の絶対値以上の場合は、本基準は充足しているものとみなす。

(2)　第１項の対象事業年度は、2023年度、2024年度および2025年度（例：2026年６月期）の決算とする。ただし、各事業年度が７月２日以降12月末日までの間に開始する場合には、対象事業年度は、2022年度、2023年度および2024年度の決算とする。

第25条［監査の基準］

(1)　提出されるB.PREMIER継続申請者の計算書類（３事業年度分）は、監査法人または公認会計士による監査を受けていなければならない。ただし、B.PREMIER継続申請者が連結子会社であり、親会社が監査法人または公認会計士による監査を受けている場合には、本基準は充足しているものとする。

(2)　B.PREMIER継続申請者が第22条第３項に定めるライセンス審査に使用するグループ会社の連結計算書類を作成している場合には、当該連結計算書類は、監査法人または公認会計士による監査を受けていなければならない。

(3)　B.PREMIER継続申請者は、判定対象年度の以下のライセンス継続審査資料を、別途ライセンスマネージャーが指定する期限までに提出しなければならない。

①　B.PREMIER継続申請者の計算書類に関する監査法人または公認会計士の監査報告書（前条第２項に定める対象事業年度の３事業年度分、過去に提出した年度は不要）

②　第１項但し書きに該当する場合は、親会社の連結計算書類に関する監査法人または公認会計士の監査報告書
（前条第２項に定める対象事業年度の３事業年度分、過去に提出した年度は不要、①を提出した場合は不要）

③　連結子会社に含まれていることがわかる資料（第１項但し書きに該当する場合）

④　グループ会社の連結計算書類に関する監査法人または公認会計士の監査報告書（前項に該当する場合）（前条第２項に定める対象事業年度の３事業年度分、過去に提出した年度は不要）

第26条［資金繰り基準］

(1)　B.PREMIER継続申請者は、審査資料提出期限から少なくとも１年間、資金繰りが安定していることを合理的に説明できなければならない。なお、ユースチームやスクールを運営する法人などB.PREMIER継続申請者の財務状況に重要な影響を与える可能性がある法人が存在し、当該法人を考慮して判定行うことが適切であるとライセンス審査会が判断した場合には、当該法人の資金繰りを合算するなど合理的な方法で判定を行うものとする。

(2)　B.PREMIER継続申請者は、以下のライセンス継続審査資料を、審査資料提出期限までにライセンス事務局に提出しなければならない。

①　審査資料提出期限の前１年間の資金繰り実績表（実績が確定していない月は見込み値）

②　審査資料提出期限の後１年間の資金繰り予測表

③　資金提供の確約書等の前号の根拠資料（ライセンスマネージャーが別途指示する）

第27条［ユースチーム基準］

B.PREMIER継続申請者は、「U15チーム規程」および「U18チーム規程」に基づき、B.LEAGUE U15チームおよびB.LEAGUE U18チームをライセンス申請者または関連する法人内に置かなければならず、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」という。）が運営する「Team JBA」（以下「Team JBA」という。）において、審査が行われる年の４月末日までに、以下の事項を登録していなければならない。

① カテゴリーを「U15」、チーム区分を「Ｂクラブ U15チーム」としたチーム登録

② カテゴリーを「U18」、チーム区分を「Ｂクラブ U18チーム」としたチーム登録

以下③～⑥については①、②のそれぞれのチームでの登録を必要とする。

③ 10名以上20名以下の選手登録

④ JBA公認B級コーチライセンス以上を保有するヘッドコーチ

⑤ JBA公認C級コーチライセンス以上を保有するアシスタントコーチ

⑥ U15チーム規程およびU18チーム規程に定める資格を保有するトレーナー

なお、「U15チーム規程」または「U18チーム規程」に違反した場合には、Ｂリーグ規約に基づき制裁が科され得る

第28条［練習設備基準］

(1) B.PREMIER継続申請者は、「練習場およびウェイトトレーニング施設規程」に基づき、練習場を確保することを確約しなければならない。なお、「練習場およびウェイトトレーニング施設規程」に違反した場合には、当該規程およびＢリーグ規約に基づき制裁が科され得る 。

(2) B.PREMIER継続申請者は、以下のライセンス継続審査資料を、審査資料提出期限までにライセンス事務局に提出しなければならない。

① 確約書

第29条 ［組織基準］

(1) B.PREMIER継続申請者は、株式会社として法人格を有していなければならず、取締役会設置会社でなければならない。

(2) B.PREMIER継続申請者は、以下のライセンス継続審査資料を、審査資料提出期限までにライセンス事務局に提出しなければならない。

① 履歴事項全部証明書（審査資料提出期限より３カ月前以内に発行されたもの）

第30条［人事基準］

(1) B.PREMIER継続申請者は、Ｂリーグが別途指定する研修および会議に出席し、

Ｂリーグに適格性を認められた、以下各号の担当者を置いていなければならない。また、フロントスタッフ数（常勤役員・常勤スタッフ（契約形態は問わないがアルバイトは除く））は13名（代表取締役含む）以上とし、以下各号の担当者は代表取締役が担当することはできず（第７号は除く）、特段の記載がある場合を除き兼務することはできない。

① ライセンス担当者（②⑦との兼務可）
② 財務担当者（①⑦との兼務可、常勤）
③ 運営・セキュリティ担当者（⑦との兼務可、２名以上）
④ 広報担当者（⑦との兼務可、２名以上）
⑤ マーケティング担当者（⑦との兼務可、２名以上）
⑥ 法人営業担当者（⑦との兼務可、２名以上）
⑦ コンプライアンス担当者（前各号との兼務可、２名以上かつ１名は常勤の取締役または執行役員）

(2) B.PREMIER継続申請者は、シーズンを通して選手のケガ、病気、ドーピング等の対応・相談のできる日本国医師免許を保有している医師を１名以上置かなければならない。

(3) B.PREMIER継続申請者は、ホームゲームの運営に際し安全と治安を確保するために十分な数の警備員を雇用するか、または外部の警備会社に警備業務を委託しなければならない。

(4) B.PREMIER継続申請者は、以下のライセンス継続審査資料（審査資料提出期限より３カ月前以内の基準日を設けて記載したもの）を、審査資料提出期限までにライセンス事務局に提出しなければならない。

① 会社概要表（Ｂリーグ様式）
② 担当者等一覧表兼変更通知（Ｂリーグ様式）
③ 役員一覧表（書式自由）
④ 従業員一覧表（書式自由）
⑤ 組織図（書式自由）
⑥ 第２項および前項を充足していることを証明する資料（例：契約書）

第31条［クロスオーナー等禁止基準］

(1) B.PREMIER継続申請者は、八百長およびその疑いが生じることを防止する目的で、他のＢリーグ会員およびB.PREMIER継続申請者（以下「他のクラブ」という）と以下各号のような同一の者による支配関係等があってはならない。また、これに限らず、本条の目的に重大な支障をきたす恐れがあると判断できる状況にある場合には、本基準は充足していないものとみなす。なお、本基準にいう支配会社とは、直接と間接と問わず、自己（その被支配会社を含む。以下同じ）の計算において他の会社・法人の議決権の総数の50％超の議決権（一般社団法

人にあっては社員たる地位）を保有している会社・法人ならびに取締役（一般社団法人にあっては理事）の過半数または代表取締役（一般社団法人にあっては代表理事）を派遣している会社・法人をいい、被支配会社とは、かかる場合における当該他の会社・法人をいうものとする。

① B.PREMIER継続申請者ならびにB.PREMIER継続申請者の支配会社およびその被支配会社（但し、B.PREMIER継続申請者を除く）（以下総称して「支配会社等」という）の役員および職員が、他のクラブの役員または職員を兼務していないこと

② B.PREMIER継続申請者およびB.PREMIER継続申請者の支配会社等の役員および職員が、他のクラブの支配会社の代表取締役（一般社団法人にあっては理事長）を兼務していないこと

③ B.PREMIER継続申請者およびB.PREMIER継続申請者の支配会社等の役員または職員が、他のクラブの支配会社の取締役（一般社団法人にあっては理事）の過半数を占めていないこと

④ B.PREMIER継続申請者は、Bリーグ規約第26条第４項から第７項までに違反していないこと

⑤ B.PREMIER継続申請者の役員および職員は、Bリーグ規約第27条の２第２項に違反していないこと

⑥ B.PREMIER継続申請者の議決権の総数の50%超を自己、配偶者もしくは一親等内の親族の計算において保有している個人株主またはB.PREMIER継続申請者の支配会社等およびこれらの役員が、直接または間接に合計して、他のクラブの支配会社の議決権の総数の50%超を保有していないこと

(2) B.PREMIER継続申請者は、以下のライセンス継続審査資料を、審査資料提出期限までにライセンス事務局に提出しなければならない。

① 宣言書（Bリーグ様式）

② 支配関係図（書式自由）

③ 株主一覧表（書式自由）

第７章　取消し・制裁

第32条〔ライセンスの取消し・制裁〕

(1) 本規則に基づきB.PREMIERライセンスを継続して保有することが認められた以降、2027年に実施予定の継続資格審査日までの間に、B.PREMIERライセンシーが以下に該当すると判断された場合には、当該クラブが保有するB.PREMIERライセンスの取消しまたは制裁が科され得る。

① 第３条第２項の遵守義務に違反していることが判明した場合

② 資金繰りに重要な懸念があり、短期的な回復が合理的に見込めない状況となった場合
③ 第18条[ホームアリーナ基準]に規定するアリーナの使用開始時期について、2028－29シーズン開幕当初から使用可能であると合理的に見込めなくなった場合。
④ 第18条[ホームアリーナ基準]、第27条[ユースチーム基準]および第28条[練習設備基準]の規定により提出された確約書に記載された事項が、履行されないまたは履行することが著しく困難であると判断される状況となった場合
⑤ 第31条[クロスオーナー等禁止基準]に違反していることが明らかになり、短期的に解消の見込めない場合
⑥ B.PREMIERライセンシーまたは第三者がB.PREMIERライセンシーについて破産、特別清算、民事再生または会社更生の申立を行ったとき
⑦ B.PREMIERライセンシーが解散したとき
⑧ Bリーグ定款に基づきB.PREMIERライセンシーが除名処分となったとき

(2) 前項に該当するか否かの審査および該当する場合のライセンスの取消しまたは制裁の内容の審査は、ライセンス審査会が行い、その審査結果は理事会に提出され理事会が最終決定を行うものとする。理事会は、ライセンス審査会の審査結果に拘束されるものではないが十分に尊重しなければならない。

(3) 前項の理事会の決議には、Bリーグに所属するクラブの役員および従業員は、利害関係を有するものとして、加わることはできないものとする。

(4) ライセンス審査会は、審査を行うにあたり、原則として当該B.PREMIERライセンスシーに対し事情聴取を行いその意見および弁明を聴取するものとする。また、回線の使用または書面による方法で行うことができるものとする。事情聴取等については、当該B.PREMIERライセンシーの同意がある場合もしくは当該B.PREMIERライセンシーが事情聴取等を拒否、無断欠席した場合または書面の提出がなかった場合には、この限りではない。

(5) 前項の規定にかかわらず、当該B.PREMIERライセンシーに科せられる制裁の内容が、次項第１号から第３号の場合には、事情聴取に代えて、当該B.PREMIERライセンシーに対して書面提出による弁明の機会を付与すれば足りるものとする。

(6) B.PREMIERライセンシーに対する制裁の種類は次のとおりとし、これらの制裁を併科することができる。
① けん責
② 戒告
③ 改善報告書の提出
④ 第30条に定める担当者からの除外
⑤ 罰金（５千万円を上限とする）

第８章　雑　　則

第33条〔本規則に定めのない事項〕

本規則に規定されていない事項については、理事会が決定する。

第34条〔改　正〕

本規則の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第35条〔施　行〕

本規則は、2025年７月８日から施行する。

〔附　則〕

(1)　2025年11月11日付改正については、2026年７月１日から効力を生じるものとする。

(2)　前項および本項の附則は、2026年７月１日から３ヶ月を経過した日後にこれを削除する。

〔改　正〕

2025年９月９日
2025年11月11日
2026年１月13日
2026年６月９日

「JBA」	公益財団法人日本バスケットボール協会を意味する。
「Ｂリーグ」	公益社団法人ジャパン・プロフェショナル・バスケットボールリーグを意味する。
「Ｂ３リーグ」	一般社団法人ジャパン・バスケットボールリーグを意味する。
「B.PREMIERライセンシー」	B.PREMIERライセンスを交付されたクラブを意味する。
「クラブ」	プロバスケットボールクラブを意味する。
「コミッショナー」	Ｂリーグの代表理事CEOを意味する。
「理事会」	Ｂリーグの理事会を意味する。
「チームスタッフ」	Ｂリーグ規約第３条第１項第４号に定める者を意味する。
「シーズン」	各リーグ戦の開幕日から翌年の公式試合の最終日までの期間を意味する。
「対象シーズン」	当該B.PREMIERライセンスの対象となるシーズンを意味する。
「リーグ戦」	Ｂリーグ規約に定める公式試合、Ｂリーグリーグ戦を意味する
「Ｂリーグ様式」	提出書類すべき書類のうち、Ｂリーグが作成した書式を意味する。